

白川町環境基本計画

令和4年 3 月
白 川 町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨と背景	3
2. 計画策定の背景（国・県）	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	5
5. 基本理念	6
6. 基本目標	7
7. 計画の主体	8
8. 対象とする環境施策の範囲	10
9. 対象とする地域	10

第2章 白川町の概要

1. 沿革と地勢	11
2. 土地利用	11
3. 気象条件	11
4. 人口推移と将来人口予測	13
5. 産業	13
6. 一般廃棄物処理及び生活排水対策	14

第3章 白川町の現状と課題

1. 自然環境	15
2. 生活環境	16
3. 地球環境	18
4. 環境教育	18

第4章 施策の方針と展開

1. 自然環境	19
2. 生活環境	22
3. 地球環境	26
4. 環境教育	28

第5章 計画の推進

1. 推進体制の考え方	29
2. 進行管理について	30

資料編

◆白川町環境条例	31
◆白川町美しいまちづくり条例	37
◆白川町の生活環境（令和2年度版）	40

第1章 計画の概要

白川町環境基本計画は、白川町環境条例第8条に基づき、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

1. 計画策定の趣旨と背景

白川町の「宝」、それは「人」と「自然」です。白川町は、都市のように何もかも揃った便利な地域ではありませんが、命の源となる「水」と「空気」を創り出すとともに、山や川、田畑からの自然の恵みがあふれる、私たち人間が生きていくうえでかけがえない「水源の里」です。私たちは、白川町の恵まれた自然に生まれ、清らかな空気、緑豊かな森林、豊富な水資源をもたらし、健康的なまちづくりの基盤となってきました。

しかし、社会活動の進展や生活習慣の変化により、環境破壊が深刻化しこのまちを取り巻く環境も大きく変化しています。

この恵まれた地域環境を保全、継承するためには、森林の保全、農地の利活用の継続、水資源の適切な保全と活用をはじめ、環境への負荷の少ない循環型の社会の構築に努める必要があります。

私たちは、自らの努力と責任において、環境にやさしい生活様式を確立し、皆が安心して快適な生活を送れるまちづくりを進め、同時に人と自然が調和し、動植物とひとが共生できる環境を後世に引き継いでいかなければなりません。町民、事業者、行政が自主的に生活を見直し環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて総合的、計画的な取り組みを推進していくため、白川町環境基本計画を策定します。

2. 計画策定の背景（国・県）

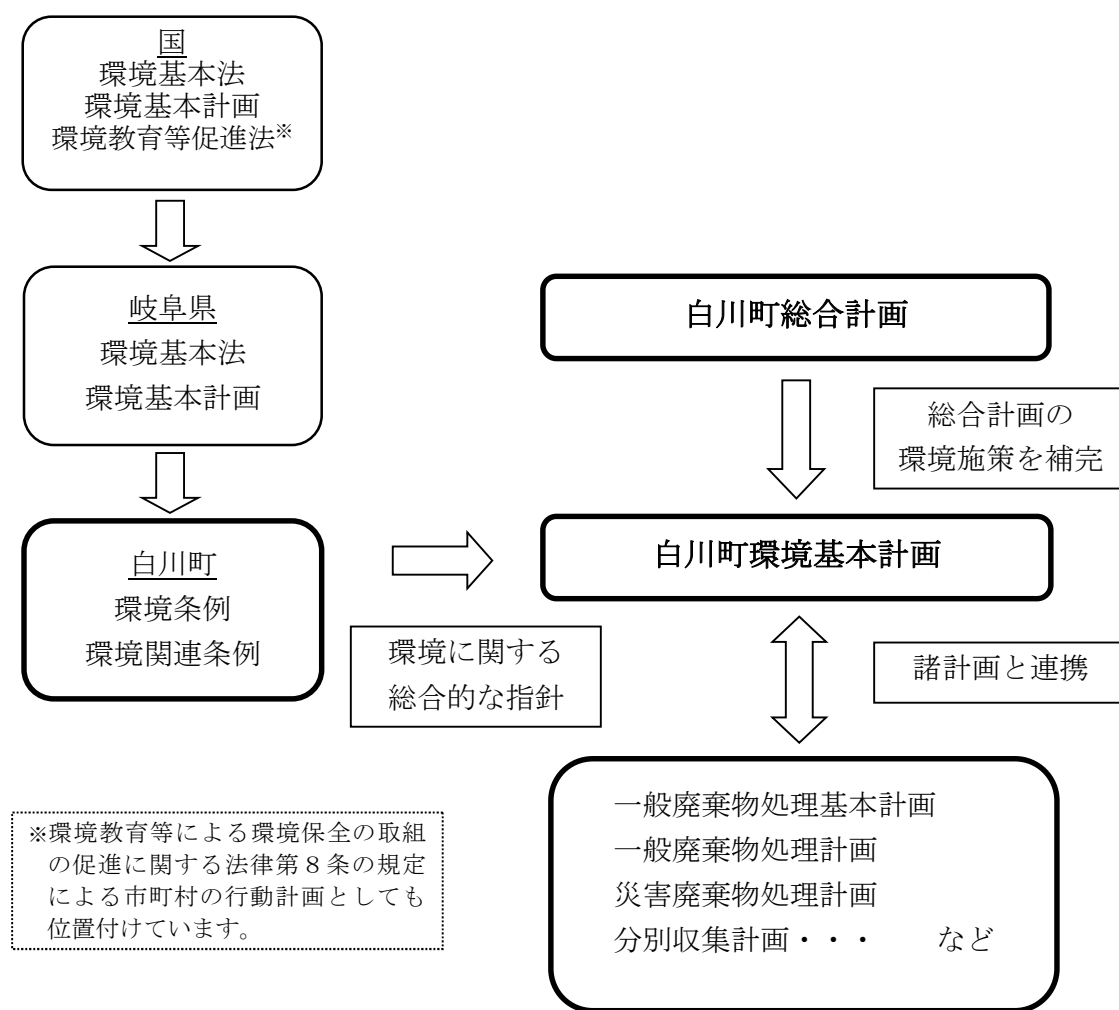
国においては、高度経済成長期の公害対策を計画的に行うため「公害対策基本法」を制定し、自然環境の保全を目的に「自然公園法」「自然環境保全法」を制定しました。その後生活様式の変化や地球温暖化などの諸問題も顕著化していきました。このような背景から、平成5年に制定された「環境基本法」において、環境施策の新たな理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための施策を示しました。翌年には「環境基本計画」が策定され、この計画を基本とし、循環型社会形成、生物の多様性の保全などのために、関係法規が整備されました。循環型社会の構築を目指し「循環型社会形成推進基本法」が平成12年に制定され、生物多様性の恩恵を後世につなぐために「生物多様性基本法」が平成20年に制定されています。政府の環境施策の大綱を定める「環境基本計画」は、環境基本法に基づき定められますが、近年では平成30年4月に「第五次環境基本計画」が策定されました。

一方、岐阜県では、平成7年に「岐阜県環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。最も新しい、令和3年3月に策定された「第6次岐阜県環境基本計画」では、近年の環境を巡る動き（国際情勢及び国内の状況）として、①SDGs（持続可能な開発目標）の取組の本格化、②温暖化防止と気候変動への適応、③資源循環の推進、④新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルの転換、⑤地域循環共生圏の創造（国の第5次環境基本計画）の5つを掲げ、これに岐阜県の現状（課題）を加えることで、取り組むべき諸課題を整理しています。基本理念を“自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現”とし、「地域づくり」と「人づくり」を両輪とした基本施策を推進することとしています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「白川町環境条例」に基づく環境に関する指針であると同時に、国や県の関連事業や計画と連携し、環境施策の基本とするものです。

また、本町は「白川町総合計画」で町政の方針を定めてまちづくりを推進しており、「環境基本計画」は「白川町総合計画」を環境面から捉えて環境政策を補完するものです。



4. 計画の期間

本計画の期間は、白川町総合計画と一致させるものとし、令和3年度から令和10年度までの8年間とします。計画は概ね4年を目途に見直しの検討を行います。環境を巡る状況に変化があった場合で必要性のある場合は、その都度見直しを行います。

5. 基本理念

「白川町環境条例」は、白川町の環境の保全及び創出について、4つの基本理念を掲げています。

本計画はこの理念に基づき、行政・町民・事業者及び白川町に関わる全ての人の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、現在及び将来における町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、それぞれに施策の展開を図ります。

基本理念① 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において町民が良好な環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承して行くことを目的として行います。

基本理念② 豊かで快適な環境の保全及び創出は、大気、水、森林、土壌等からなる環境を良好な状態に保持することにより、健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として行います。

基本理念③ 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減することその他の行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行います。

基本理念④ 豊かで快適な環境の保全及び創出は、すべての事業活動及び身近な日常生活において積極的に推進します。

6. 基本目標

まちづくりの目標将来像『『活力』をカタチに みんなの思いが 活きる つながる 広がるまち 白川町』をめざし、白川町が有する優れた自然環境を守り、今日の環境問題に適切に対応することで、豊かな田園風景や森と清流等、健全で豊かな環境の恵みを将来の世代に引き継ぐため、「白川町環境条例」の基本理念や現在の環境施策と現状を踏まえて、次の基本目標を定め、行政・町民・事業者及び白川町に関わる全ての人それぞれの役割を分担して環境保全に取り組み、行動することをめざしていきます。

白川町の豊かで快適な環境の保全と創出
—資源循環型社会の構築—

○自然環境

みんなが子どもの未来を想い、自然と共生するまち

○生活環境

みんなが良好な環境を守り、安全で安心して暮らせるまち

○地球環境

みんなが地球を思い、大切にするまち

○環境教育

みんなが環境について考え、自ら行動するまち

7. 計画の主体

多様な環境問題に対応していくためには、本計画の主体である町民、事業者及び行政が協力して、様々な活動に取り組んでいく必要があります。それぞれの役割を果たすとともに協働して計画を推進していきます。

【町民の責務】 環境条例第4条

(1) 町民は、前条の基本理念にのっとり、環境が日常生活に密接に関わっていることを認識し、豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(2) 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、町が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【事業者の責務】 環境条例第5条

(1) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を使用するよう努めなければならない。

(4) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、町が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【町の責務】 環境条例第6条

(1) 町は、基本理念にのっとり、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、地域の自然的及び社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、並びに実施するよう努めなければならない。

(2) 町は、その施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に取り組まなければならない。

○基本的施策の方向性

(環境教育、学習の推進等)

町は、町民等が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深め、また活動の意欲を高めるため、環境に関する教育及び意識の啓発の推進を図るものとする。

(自発的な活動の促進)

町は、町民等による自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

町は、町民等が自らの行為による環境への負荷を生じさせる活動に対し、その負荷の低減のため適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。

(調査、監視等)

町は、環境の状況を的確に把握し、必要な調査、監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(環境への負荷の低減)

町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(広域的連携)

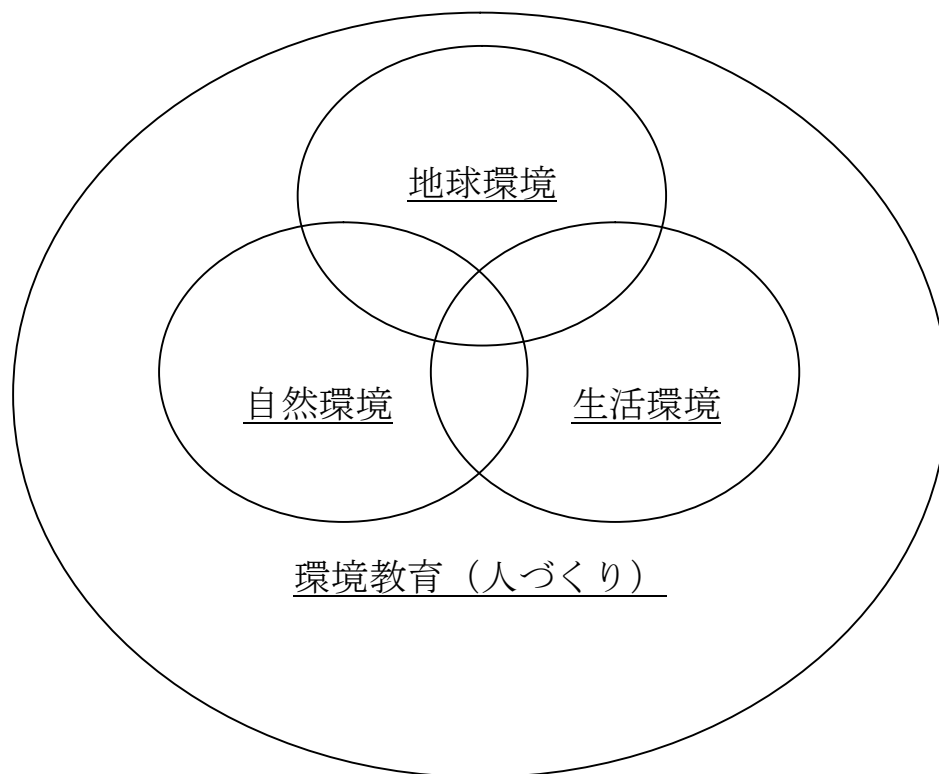
町は、広域的な取組を必要とする施策に関して、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

【共通の責務】 環境条例第7条

(1) 何人も、法令等に違反しない場合であっても、町民の生活環境を妨げないよう努めなければならない。

8. 対象とする環境施策の範囲

本計画において、「町民」、「事業者」、「行政」が連携して、白川町の豊かで快適な自然環境の保全と創出を推進していくためには、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」の各分野において、環境学習、環境情報、環境保全活動等のための人づくりが重要な要素になると考え、「環境教育」を含めた施策を展開していきます。



9. 対象とする地域

本計画の対象地域は、白川町全域としますが、本町だけで解決できない諸問題については、国や県、関係機関や近隣自治体などと調整を図ります。

第2章 白川町の概要

1. 沿革と地勢

白川町は、岐阜県の中濃東部に位置し、東濃、飛騨に囲まれています。東は中津川市および東白川村、西は七宗町、南は恵那市、八百津町、北は下呂市と接しています。昭和 28 年に、当時の西白川村の町制施行により誕生し、昭和 29 年に坂ノ東村と合併、更に昭和 31 年に、蘇原村、黒川村、佐見村との合併により現在の町域が形成されました。東西約 24km、南北約 21km で U 字型の町域をなし、海拔は 150m から 1,223m と高低差が激しくなっています。町の西端を木曽川水系の飛騨川が南北に流れ、そこから佐見川、白川、黒川、赤川の 4 つの支流が扇状に東側に伸び、これらの川沿いに集落が点在しています。

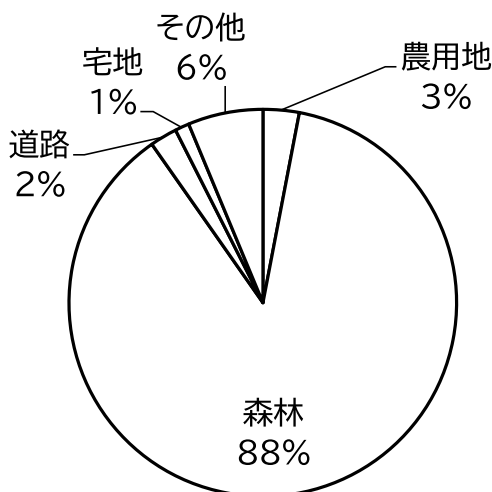
2. 土地利用

白川町の土地利用状況を図に示します。面積は 237.89 km^2 となっていますが、88%を山林が占めており、残りの土地に農用地や宅地が混在しています。河川等を差し引いた可住地面積は全体の 5%程度にとどまりますが、土地の所有形態はほとんどが私有地となっています。

区 分	面 積
総面積	23,790 ha
農用地	718 ha
森林	20,764 ha
道路	534 ha
宅地	284 ha
その他	1,490 ha

(資料：令和 2 年岐阜県統計書)

(平成 30 年 10 月 1 日現在)



3. 気象条件

白川町の気候について、町内 4 地区の年間平均気温は 12℃前後となっていますが、冬季においてはしばしば零下となります。降雪については少なく、根雪はありません。また、4 月下旬から 5 月上旬にかけての低温が「晩霜」となり、特産白川茶等に大きな被害を与えることがあります。白川地区の月別降水量及び年間平均降水量を下記に示しますが、夏期から秋期にかけ全体の 57%程度の降水が集中しています。

■気温(白川地区)

単位:℃

年 次	気 温		
	平 均	最 高	最 低
平成 23 年	13.2	35.2	△ 5.6
24	13.0	35.7	△ 8.2
25	13.8	35.9	△ 5.3
26	12.5	37.2	△ 5.4
27	14.3	37.1	△ 6.2
28	14.9	37.9	△ 7.3
29	13.8	35.3	△ 6.2
30	14.8	39.3	△ 7.7
令和 元 年	14.9	37.2	△ 5.2
2	15.4	38.8	△ 5.0

■気温(蘇原地区)

単位:℃

年 次	気 温		
	平 均	最 高	最 低
平成 23 年	12.1	35.6	△ 8.9
24	11.5	33.9	△ 10.7
25	11.9	34.6	△ 9.3
26	11.7	34.8	△ 9.1
27	13.2	34.6	△ 8.2
28	12.3	34.2	△ 10.4
29	12.2	32.4	△ 8.2
30	13.0	36.2	△ 10.2
令和 元 年	13.1	34.1	△ 7.4
2	13.7	35.5	△ 7.6

■気温(黒川地区)

単位:℃

年 次	気 温		
	平 均	最 高	最 低
平成 23 年	10.9	32.6	△ 11.6
24	11.0	33.3	△ 11.7
25	11.1	33.7	△ 11.8
26	9.9	32.9	△ 12.8
27	11.8	32.9	△ 11.2
28	11.8	32.9	△ 14.2
29	11.5	31.1	△ 11.2
30	12.3	34.7	△ 12.1
令和 元 年	12.2	32.7	△ 7.2
2	12.6	33.4	△ 9.1

■気温(佐見地区)

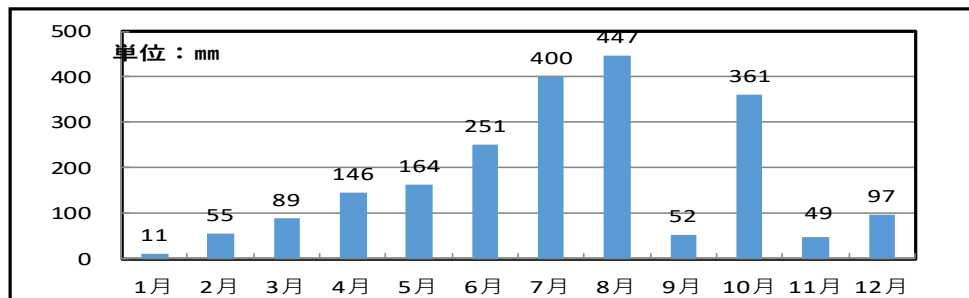
単位:℃

年 次	気 温		
	平 均	最 高	最 低
平成 23 年	10.3	32.6	△ 11.8
24	10.5	33.7	△ 12.3
25	10.4	34.7	△ 11.0
26	10.0	33.7	△ 10.1
27	12.3	33.6	△ 10.1
28	11.3	32.3	△ 12.1
29	11.2	31.3	△ 10.1
30	12.1	35.8	△ 11.8
令和 元 年	12.1	33.2	△ 8.4
2	12.6	34.1	△ 9.0

各年1月～12月 (資料:総務課)

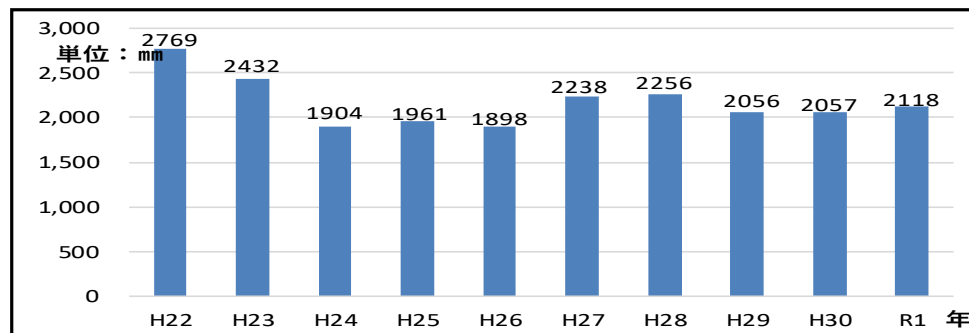
■月別降水量(白川地区)

令和元年1月～12月



(資料:総務課)

■年間総降水量(白川地区)

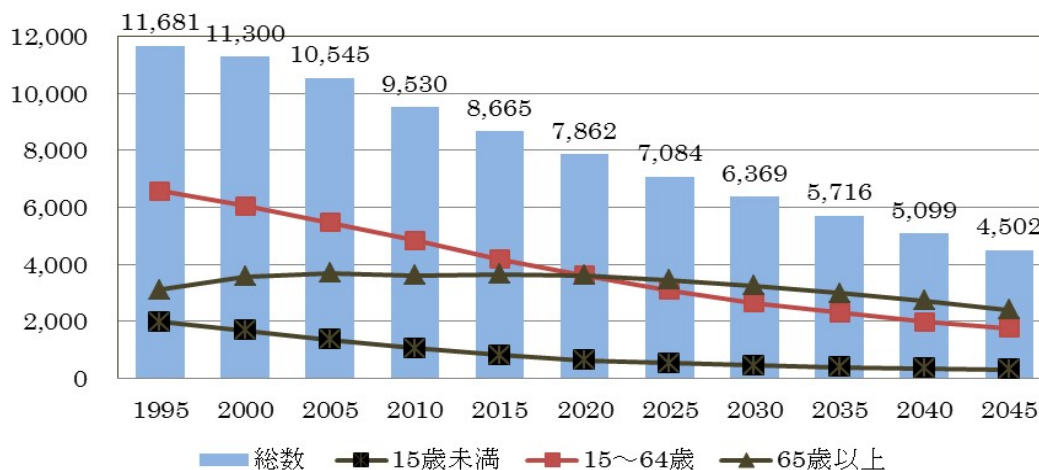


(資料:総務課)

4. 人口推移と将来人口予測

白川町の人口は昭和30年から毎年減少しており、令和3年4月時点での人口は7,732人となっています。そのうち、65歳以上の高齢者は3,496人(45.2%)、75歳以上は1,998(25.8%)と高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所により、白川町の将来人口を予測した結果は下記のとおりです。加えて、白川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる、就学人口(15歳未満)・生産年齢人口(15～64歳)・高齢人口(65歳以上)別の将来予測によると、2020年頃に生産年齢人口と高齢人口が同数となり、その後しばらくは高齢人口が上回る状態が続くと予測されています。



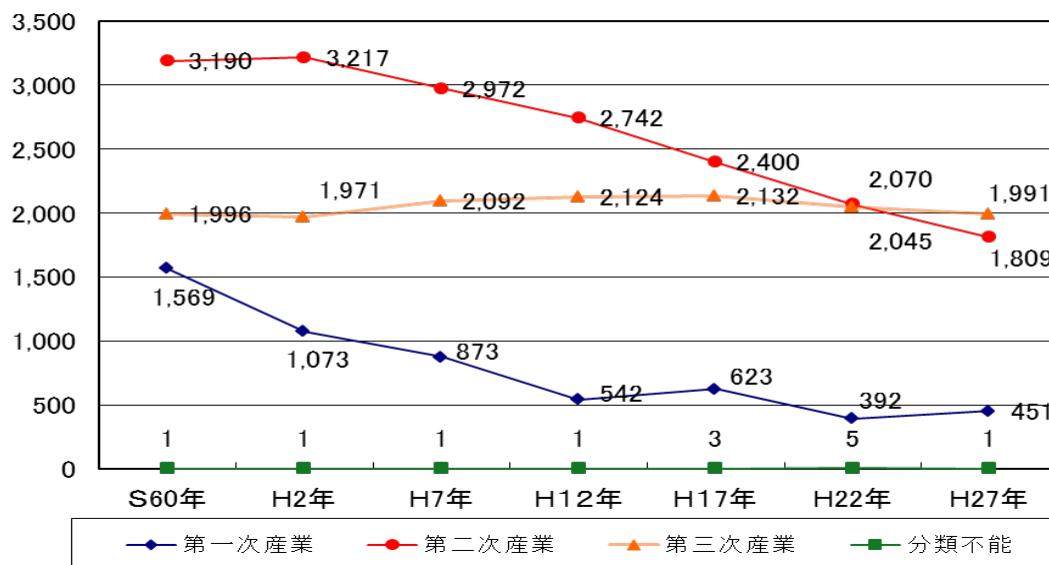
資料：国立社会保障・人口問題研究所

『日本の将来推計人口（平成25年3月推計）』

5. 産業

白川町の産業は、林業および農業とそれらの関連産業が中心です。林業では、全国的なブランドとなっている「東濃桧」を生産するとともに、桧を柱材として使用した産直住宅建築も行われています。また、農業では、高級茶として知られる「白川茶」の生産、製造が盛んです。平成27年の国勢調査就業者総数は、約4,300人であり、昭和45年の約7,700人から減少傾向にあります。特に、第1次産業の就業者数の減少が著しく、全国的な傾向と同様にサービス産業化が進んでいます。就業者総数に占める農業や林業の第1次産業の割合は約1割であり、白川町の基幹産業が厳しい局面にあることが伺えます。しかし、近年、都市部から農村部へ「田園回帰」する動きが見られ、今後の発展が期待されています。

単位：人



各年10月1日（資料：国勢調査）

6. 一般廃棄物処理及び生活排水対策

白川町一般廃棄物処理基本計画（R3～R10）の中で「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を定め、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画に沿って進めています。

「町民一人ひとりが環境を考え、行動するまち」を基本理念に、ごみ処理基本計画では「ごみ減量に向けた行動を喚起する取り組みを推進」と「誰もが行動できる仕組みづくりを推進」を基本方針に、生活排水処理基本計画では「合併浄化槽の推進」と「環境教育と啓発活動の推進」を基本方針にしています。

一般廃棄物は、町の直営と委託業者により収集運搬を行い、可茂衛生施設利用組合「ささゆりクリーンパーク」などで処理しています。また、生活排水対策については、可茂地域循環型社会形成推進計画に基づき、計画的な合併処理浄化槽の整備を行うとともに、町内主要河川の定期的な水質検査を実施しています。

ごみ収集実績の推移や主要河川の水質検査結果については、資料編「白川町の生活環境」の中で記述しています。

第3章 白川町の現状と課題

1. 自然環境

(1) 森林の保全

本町の森林は、総面積の88%を占めていますが、海拔150mから1,223mと高低差が激しく、急峻な山林が多く占めています。近年は、搬出コストの増大や木材価格の低迷から林業経営としての魅力が薄れている上に、森林所有者の高齢化と後継者不足から森林管理意欲の低下、木材産業の衰退が懸念されています。また、森林管理が適切に行われない森林では、間伐等の育林作業が行われず、森林が持つ多面的な機能が十分に発揮されていない状況にあります。この様な中、森林を健全な状態で将来に引き継ぐため、森林の荒廃を未然に防止し、持続可能な森林環境保全と林業経営を構築していくことが課題となっています。

(2) 河川の保全

白川町は、西側を一級河川である木曽川水系の飛騨川が南北に流れ、佐見川、白川、黒川、赤川の4つの清らかな支流があり、美しく豊富な水に恵まれているところです。その豊かな水を利用し、農業、水道、発電、観光など様々な分野で恩恵を受けています。また、清らかな河川は、人は勿論、魚や水辺の動物や植物など、沢山の命を育む源でもあります。しかし、集中豪雨の際には土砂の流出や流木、増水被害が避けられません。水害から町民の生命と財産を守るため、治水対策を推進していくことも重要です。

私たち全ての町民は、河川の持つ役割を再確認し、上流域から下流域へと豊かな水を確実に届ける役割を担っています。また、清流は、本町豊かな自然を育んでいます。生活排水など水質汚濁の抑制対策を実施し、将来に渡って河川環境の保全と適正管理が求められています。

(3) 農地の保全

農地が果たす役割は、食料の生産という役割だけでなく、水源の涵養、生物多様性の保全、農村景観の保全など、その果たす役割は多様で環境面からも多くの機能を有しており、私たちはその恩恵を受けています。本町の農地は、中山間地域特有の急傾斜が多く、総面積に占める農地の割合は3%と極めて少ない中、これまでに各地域で農業基盤整備を実施してきました。しかし、狭小な農地は集約的農業経営が難しく、農業従事者の高齢化と併せて担い手不足が深刻な状況となっています。また、農産物の市場価格の低迷などが、農家経営を圧迫しており、更に有害鳥獣による被害が急速な広がりをみせ、対策に苦慮しています。町内の専業農家のみならず自給的農家の存続すらも危ぶまれる状況の中で、担い手の確保とともに、遊休農地の保全が課題となっています。

2. 生活環境

(1) 公害の防止

安全・安心な生活環境を守るため、日常生活やそれを支える事業活動に伴っておきる公害を防止し、その対策を講じていく必要があります。

本町では、騒音や振動に関する苦情は目立たないものの、野焼きによる煙や悪臭、生活排水による臭気に関する地域でのトラブルは少なからずあります。古くからの生活の中で行われてきた習慣であっても、生活スタイルや人間関係の変化により近隣トラブルとなりうるものが周知・理解されていないことが問題です。

自然環境の状況を監視し、公害規制基準の遵守と公害リスクの管理を行い、工場・事業所だけでなく、町民・地域にも公害に対する啓発を行い、未然防止に努めていくことが重要な課題です。

(2) 廃棄物の適正処理と減量化

廃棄物には、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体などの不要物又は汚物があり、固形状又は液状など様々なものがあります。これらを適正に処理し、地球への負荷を軽減し安全・安心な生活環境を確保しなければいけません。

本町では14種の分別によりごみの収集を行い、その分別は、啓発活動や自治会の協力を得て、一定の周知がなされています。本町の生活系ごみの収集量はほぼ横ばいといえますが、粗大ごみは可燃・不燃ともにわずかながら増加傾向にあり、空家が増えている本町において、この傾向は今後も続くと言われます。不法投棄防止パトロールによる監視や回収作業においても、家の解体時に排出されるような建築廃材、古くなったたんす等の大型家具、家電5品目（テレビ、冷蔵（凍）庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機）等の不法投棄が目立ちます。

廃棄物を適正に処理していくため、行政は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に沿った廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理に関する町民及び事業者の意識の啓発、廃棄物の排出者となる町民及び事業者は排出ルール of 遵守が大切です。また、町民の高齢化に伴う排出困難者が増加するなか、廃棄物収集方法についても考えていかなければなりません。

(3) 水質汚濁の防止

家庭や事業所から排出される汚水をはじめ、産業活動から生じる汚水によって河川の水質が悪化します。人や動植物、全ての生き物にとって、水はかけがえのないものです。水質を保全することは、人間だけでなく、全ての生物のためであり、水質汚染を引き起こしている私たちの義務です。

本町では、循環型社会形成推進地域計画に基づき生活排水の保全を図っており、岐阜県污水处理施設整備構想による県との連携において生活排水処理率を上げる取り組みを実施しています。

公共下水道のない本町において、合併処理浄化槽への接続の推進や適切な維持管理の啓発は、川の水を汚す一番の原因となる生活雑排水を抑制するために重要な役割を担っています。

（４）景観の保全

近年、本町では太陽光発電設備の設置が急増しています。設置される場所は後継者のいなくなった農地や山林など、土地の管理に困った持ち主が有効活用のために設置している場合が多くあります。

太陽光発電設備の設置は循環型社会の形成に一役買うことにつながり、耕作放棄地を減らすという効果もある一方で、大規模な設備の設置は景観保全や自然災害防止の観点から近隣住民とのトラブルとなる可能性もあります。

また、町内に増加している放置された空き家も、景観を損なう存在となるだけでなく、倒壊などによる人的・物的被害を引き起こす存在となる可能性があり、有効な対策を考える必要があります。

3. 地球環境

(1) 気候変動・地球温暖化対策

地球温暖化は、人間の生活や産業活動に伴って発生する二酸化炭素の排出がその主な原因である可能性が極めて高いと考えられています。異常気象の発生や平均気温の上昇など、地球温暖化が原因とみられる状況が多く発生しており世界的な課題となっています。この速度で地球温暖化が進行した場合、急激な気候変動や農業生産への影響、新たな感染症がまん延するなど、人類の生活基盤に多大な影響をもたらすと危惧されています。

国は、令和3年に地球温暖化対策推進法を改正し、“脱炭素化（カーボンニュートラル）”の取組をより強力により具体的に推進していくこととしています。

本町としても、二酸化炭素の排出量を抑制することや、エネルギー消費量を減らした生活をするなど、地球温暖化対策を推進していくことが必要です。また、本町の森林面積は、総面積の88%を占めており、森林による二酸化炭素の吸収が期待できます。森林は環境面からも重要な財産であるため、適切な維持管理により荒廃を未然に防止し、木材利用の促進による林業の活性化が課題となっています。

(2) 海洋汚染・プラスチック問題

気候変動と同様に海洋汚染も世界規模での問題といえます。プラスチックごみは、焼却時の温室効果ガス発生による地球温暖化への影響もありますが、海洋プラスチックごみによる生態系への影響が近年問題視されています。プラスチックは自然分解されず数百年にわたり存在します。例えば山中でポイ捨てされたレジ袋やペットボトルなどは、やがて雨や風によって川から海まで運ばれ、海中を長期間漂ううちに段々細くなりマイクロプラスチック（5mm以下）になります。それを餌と間違え食べた魚を収穫して食べることで、我々の体内に蓄積される危険性があります。

白川町でポイ捨てされたプラスチックごみは、遠く離れた海を汚染し、さらに回りまわって白川町で暮らす私たちにも影響を与えます。海洋プラスチックごみ削減のため、私たちにできることを早急に考え行動に移していかなければなりません。

4. 環境教育

(1) 環境学習の推進

行政だけでなく、町民・事業者・NPOなどが効果的・効率的に環境保全活動に取り組むため、環境学習の推進は、現在の環境問題を理解し、持続可能な社会を構築するための重要な取り組みです。

行政・町民や自治会・事業者・NPOなど各種団体すべてが環境情報を共有し、自らの責任と役割を理解したうえで協力、連携を図り、環境保全活動に取り組んでいかなければなりません。

第4章 施策の方針と展開

1. 自然環境

目標 みんなが子どもの未来を想い、自然と共生するまち

(1) 森林の保全

森林資源が豊富な本町にとって、林業の活性化を図ることは雇用の場の創出や豊かな自然環境の保全に繋がっていきます。このため、複数の森林所有者の森林を取りまとめて事業を行う集約化施策を推進し、森林資源の有効活用を推進します。また、森林技術者の育成、高性能林業機械の導入、林道や作業路などの路網整備を進め低コスト素材生産システムを確立します。また、間伐などの森林整備を推進するとともに、どんぐり基金により天然広葉樹を主体とする森林を取得することにより、自然環境保全や水源涵養に努めていきます。また、一人でも多くの後継者や白川町に住みたい人への定住支援を行います。

◇行政の責務	◇町民・事業者・白川町に関わる全ての人の責務
・地域材の利活用の仕組みを検討します。 ・森林の境界確認とデータ管理を行います。 ・効率的、計画的な林業経営を支援します。 ・バイオマス資源の利活用を推進します。 ・森林環境税の有効活用を図ります。 ・関係機関と協力し、担い手や後継者の育成を支援します。 ・森林整備による住環境改善を支援します。 ・森林認証（森林管理協議会）の取得を推進します。	・森林関係団体と協力しながら、計画的な森林整備をします。 ・バイオマス資源の利活用を行います。 ・自治会及び各団体は、環境保全に取り組みます。 ・森林の重要性について積極的に学びます。 ・関係機関と協力し、担い手や後継者の育成を行います。

主な施策

- ・地籍調査事業・森林整備促進事業・林業後継者育成事業・森林環境税活用事業
- ・循環型森林社会構築事業・林道整備、林内路網整備の促進
- ・どんぐり基金による森林の有効活用 など

（２）河川の保全

河川管理者や町民と連携・協力を図りながら、自然に配慮した適切な整備と管理を行いつつ、潤いのある豊かな水辺を保全していきます。治水対策事業については、県や関係機関が行う事業に対し用地の取得等円滑な実施が図られるよう積極的に協力します。また、水源の保全は、流域住民による森林等の適正管理や不法投棄に対する監視など、日常生活の中で主体的な取り組みに支えられている側面があります。そのため、水源地域の持続的、自立的な活性化を促していくことが重要となります。白川町が「水源の里」として、水源地域を守り育むため、観光資源としての発展も含め、一人ひとりの関心を高めなければなりません。

◇行政の責務	◇町民・事業者・白川町に関わる全ての人の責務
・井戸水検査、河川水質調査を実施しデータ管理を継続します。 ・河川汚濁の等の監視、指導を図ります。 ・地域住民のボランティア団体を育成します。 ・カワゲラウオッチングの開催を継続します。 ・県などが行う治水対策事業に協力します。 ・河川の環境保全について普及啓発に努めます。 ・合併処理浄化槽への接続の推進を図ります。 ・浄化槽の適切な運用の普及啓発を図ります。	・地域の清掃作業やボランティア活動に参加します。 ・河川にごみを捨てません。 ・様々な生き物が住めるよう美しい河川を守ります。 ・水質汚濁につながる污水等を排出しないよう生活の工夫をします。 ・合併処理浄化槽へ接続をします。 ・浄化槽を保有している場合は、保守点検・清掃を適正に行います。

主な施策

・カワゲラウオッチング・ぎふ・リバー・サポーター事業・治水事業の推進 など

（３）農地の保全

中山間地域の農業を持続発展させるためには、集落全体で農地を守り、農産物の付加価値を高めることや農産物の安全性を向上させる取り組み、守るべき農地の基盤整備と機械化による省力化などが望まれています。そのため、農業の六次産業化と基盤整備、省力化を計画的に実施する必要があります。また、農村と都市との連携推進による交流人口の増加や新規就農者の受け入れを図るとともに、観光型農業や環境保全型農業を推

進するなど、本町の農業の持続性を高める必要があります。また、鳥獣被害は、農村の暮らしに深刻な影響を及ぼすことから、その防止に向けて、侵入防止柵の設置、捕獲檻の導入による有害鳥獣駆除を地域ぐるみで取り組む体制を推進していく必要があります。

◇行政の責務	◇町民・事業者・白川町に関わる全ての人の責務
・鳥獣害防止計画に基づき、被害を防止するための計画的な対策を実施します。 ・農業委員会と協力し、遊休農地を含む農地の利用促進を行います。 ・地域自らが主体となって行う農地の保全活動を支援します。 ・農業基盤・生活基盤を計画的に整備します。 ・関係機関と協力し、担い手や後継者の育成を支援します。	・地域が主体となって農地の保全活動を行います。 ・農地の重要性について積極的に学びます。 ・猟友会の協力により有害鳥獣の駆除を行います。 ・関係機関と協力し、担い手や後継者の育成を行います。

主な施策
・日本型直接支払事業・鳥獣被害防止総合対策推進事業・新規就農者等支援事業 ・農業次世代人材投資資金・六次産業化推進事業・土地改良事業 など

2. 生活環境

目標 みんなが良好な環境を守り、安全で安心して暮らせるまち

(1) 公害の防止

許可なき者の廃棄物の焼却は違法であり、ダイオキシン類が大気中に排出される可能性があるほか、過度な野焼きは農業等の目的があつた場合でも周辺住民の生活環境に支障が生じるおそれがあります。その危険性の周知を図り、過度な野焼きの防止・抑制に努めます。

騒音・振動防止対策については、引き続き県と連携しながら、監視に努めていきます。また、生活排水による臭気対策については、本町において推進している合併処理浄化槽設置事業においてその接続及び適切な維持管理について啓発を図ります。

◇行政の責務	◇町民・事業者・白川町に関わる全ての人の責務
・廃棄物の焼却を行うことは違法であること、過度な野焼きは悪臭の原因となることや、火事の危険性があることなどを周知し、法令を遵守してもらうよう、啓発活動を強化します。 ・苦情や事故による対応を迅速にするため連絡体制の整備を図ります。 ・騒音・振動にかかる届出の徹底を図ります。 ・騒音・振動・悪臭対策にかかる啓発活動を実施します。 ・監視体制の強化を図ります。	・許可のない廃棄物の焼却により、ダイオキシン類などの有害物質を発生させません。 ・野焼きによる悪臭や火事の発生しそうな場所がないか、周りに気を配ります。 ・生活騒音を出さないよう努めます。 ・騒音、振動の発生の抑制に努めます。

主な施策

・不適正処理防止パトロール・騒音の定期測定 など

（２）廃棄物の適正処理と減量化

不法投棄やごみのポイ捨ての現状と、それが与える環境被害等を町民や事業者知らせるなど、不法投棄やごみのポイ捨ての防止に努めます。また、排出者責任の周知や収集許可のない違法業者に対する注意喚起も行い、不法投棄の原因となる違法回収の防止に努めます。

ごみの分別方法周知の徹底を行っていくとともに、小型家電等の無料回収など、各家庭の不要品回収によりごみの適正処理を促していきます。また、生ごみ処理機の普及推進を図り、生ごみを堆肥化することで燃やすごみとして捨てないという意識を高め、ごみの減量化を図ります。

町民の高齢化に伴い排出困難者が増加することについても、福祉担当課や関係機関等と連携し戸別収集の仕組みを導入することにより、町民が安心して長く暮らせるまちづくりに努めます。

◇行政の責務	◇町民・事業者・白川町に関わる全ての人の責務
・広報誌への掲載や看板の設置など、町民への啓発活動を実施します。 ・不法投棄の防止パトロール（監視体制）を強化します。 ・ペットのフンの適切な処理を指導します。 ・ごみの分別方法の周知徹底を図ります。 ・事業者事業系ごみとして排出するよう周知します。 ・生ごみの水切りを図り、ごみの量を減らす啓発を実施します。 ・生ごみ処理機の普及を図ります。 ・イベントなどで環境啓発を実施します。 ・家庭系ごみの処理方法・減量化について見直しを行います。 ・排出困難者に対する戸別収集の仕組みを検討します。	・ごみの分別方法を確認し、適正に処理します。 ・不法投棄やごみのポイ捨てをしにくい環境づくりをします。 ・自治会でごみ収集場所の管理・監視を行います。 ・ペットの散歩の際、ペットのフンを持ち帰り、後始末をします。 ・マイバッグを持参し、レジ袋を削減します。 ・生ごみの水切りを行います。 ・不要なものは購入を控えます。 ・ごみを出さないよう生活を見直します。 ・粗大ごみの分別に協力します。 ・事業系ごみは、適正に処理します。

主な施策

- ・不適正処理防止パトロール・小型家電等無料イベント回収
- ・排出困難者に対する戸別収集事業・生ごみ処理機購入補助金 など

（３）水質汚濁の防止

河川の水質保全のために、水源の里に生活する我々が率先して生活雑排水対策を推進する必要があります。公共用水域の水質の汚濁防止を図るためには、合併処理浄化槽設置の普及や食用廃油の回収などに取り組み、水をきれいにする運動を展開していく必要があります。

本町では合併処理浄化槽の設置は、昭和 63 年度から継続して実施しており、平成 29 年度末には一般家庭の普及率が 71 % になり、単独処理浄化槽も含めた污水处理人口普及率は 86 % となりました。この値は年々上昇していますが、年間の設置基数は減少傾向にあります。単独処理浄化槽の設置者やし尿汲み取りの一般家庭に対して、生活雑排水処理の重要性を訴え、合併処理浄化槽への切り替えについて理解を得ながら普及推進に努めます。

また、岐阜県污水处理施設整備構想において引き続き県と連携しながら、令和 7 年度における污水处理人口普及率の目標を 90 % とします。

◇行政の責務	◇町民・事業者・白川町に関わる全ての人の責務
・合併処理浄化槽への接続の推進を図ります。 ・広報誌やホームページ等で啓発活動を実施します。 ・県と連携を図りながら事業所から出る排水の適正管理、指導を行います。 ・水質調査結果を公表します。 ・カワゲラウォッチングの開催を継続します。	・合併処理浄化槽へ接続をします。 ・排水の環境基準を遵守します。 ・水質汚濁につながる汚水等を排出しないよう生活の工夫をします。 ・浄化槽を保有している場合は、保守点検・清掃を適正に行います。

主な施策

- ・河川水質調査・カワゲラウォッチングの実施（各地区）
- ・合併処理浄化槽設置事業および合併処理浄化槽普及推進事業 など

（４）景観の保全

本町では平成 30 年に「白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱」を定め、1,000 ㎡以上の太陽光発電設備設置の際には事前の届出を必要とし、地元自治会との調整、災害防止の観点から設置後の排水流量を計算することを規定しています。今後は、設備の大小を問わず設置が増加していくと考えられますが、山林の樹木を切って設置される場合には山の治水・排水機能に影響が出ることが懸念されるほか、耐用年数を過ぎた太陽光パネルの廃棄処分に関しても課題が噴出することが予想されます。

太陽光発電事業と地域の良い環境の保全との両立に向けて啓発を行い、事業者による適正な環境配慮を促す必要があります。

空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づく「白川町空家等対策計画」に則り、「利活用が可能な空き家」と「利活用が困難な空き家」の実態の把握、対策の実施、推進体制の強化を目指します。

◇行政の責務	◇町民・事業者・白川町に関わる全ての人の責務
・地域の良好な景観の保全を図ります。 ・広報誌やホームページ等で情報提供を行います。 ・「白川町空家等対策計画」を策定します。 ・空き家の利活用について、広報誌やホームページ等で啓発活動を実施します。	・太陽光発電設備の設置や管理について責任を持ち、地域との調整を図ります。 ・空き家の管理について責任を持ち、利活用に努めます。 ・使用済み太陽光発電施設の適正処分を図ります。

主な施策

- ・白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱・白川町土地開発指導要綱
- ・農地法転用許可基準（農業委員会）

3. 地球環境

目標 みんなが地球を思い、大切にするまち

(1) 気候変動・地球温暖化対策

温室効果ガスの排出をできるだけ少なくし、地球温暖化の進行を抑えることが、人間社会と自然環境へあたえる影響を小さくします。「気候変動に関する国際連合枠組条約」は大気中の温室効果ガスの濃度を気候に危険な人為的影響を及ぼさない水準で安定化させることを目的としています。従って、地球温暖化の進行を抑えるためには、環境負荷のかからない社会の構築とともに、一人ひとりが二酸化炭素排出量の削減に配慮した生活を送るよう意識づけを行う必要があります。また、貴重な財産である森林については、間伐などの森林整備を推進するとともに、どんぐり基金により天然広葉樹を主体とする森林を取得することにより、自然環境保全や水源涵養に努めるなど、町・町民・事業者が協力し、総合的な地球温暖化対策を推進します。

◇行政の責務	◇町民・事業者・白川町に関わる全ての人の責務
・温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ・省エネ・エコドライブの推進を図ります。 ・公用車に低公害・低燃費車を導入します。 ・今後設置される公共施設等に太陽光発電設備の導入について検討します。 ・間伐材などの木材や木質バイオマスを積極的に利用します。 ・間伐材などの木材や木質バイオマスの利活用の仕組みづくりを促進します。 ・ごみの減量対策、節電対策を推進します。 ・地球温暖化対策の啓発を行います。	・生活習慣を見直し、二酸化炭素の削減に努めます。 ・節電などエネルギー消費量を抑えた生活をします。 ・エコドライブに努めます。 ・公共交通機関を利用します。 ・低公害・低燃費車の購入に努めます。 ・積極的な自然エネルギーの利用に努めます。 ・山を活かす取り組みを行います。 ・グリーン購入に努めます。

※グリーン購入・・・買い物の時に、まず必要かどうかを考えて、必要な時はエコラベルの付いた商品や詰め替え商品など、環境負荷ができるだけ小さいものを買うこと。

主な施策

・町広報などによる普及啓発・森林整備促進事業・森林環境税活用事業
・循環型森林社会構築事業・どんぐり基金の有効活用 など

(2) 海洋汚染・プラスチック問題

海洋プラスチックごみ削減のため、世界中で様々な取り組みが行われています。国や企業が行う大規模な取り組みもありますが、プラスチックの消費者である私たちが個人でできる取り組みもあります。海から遠く離れた白川町での一人ひとりの取り組みが、海の環境保全につながります。このことを多くの人が理解し、一人でも多くの人が実行することが必要です。

3R『リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle)』は、「廃棄物の適正処理と減量化」として推進していきますが、生活環境だけでなく地球環境を守ることにつながっていることを伝えていきます。

◇行政の責務	◇町民・事業者・白川町に関わる全ての人の責務
・海洋プラスチック問題について、広報媒体等による町民への啓発活動を実施します。 ・プラスチックごみの分別収集に向け体制を整えます。 ・イベントなどで環境啓発を実施します。 ・事業者に向けた周知や協力依頼を実施します。	・マイバッグを持参し、レジ袋を削減します。 ・プラスチック製のスプーンやフォークをもらわず、マイ箸やマイスプーンなどを常備します。 ・ごみ拾いやボランティア活動に参加します。 ・マイバッグ使用を推奨し、プラスチックから木・紙製への材質変更、生分解性プラスチックの使用を進めます。

主な施策

- ・啓発（環境学習）番組の制作
- ・ぎふ・リバーサポーター事業 など

4. 環境教育

目標 みんなが環境について考え、自ら行動するまち

(1) 環境学習の推進

自然の大切さを認識してもらうことは、大変重要なことです。特に、幼児期から学齢期に自ら得た知識や経験は、個人の考え方や日常の生活スタイルの形成に大きく影響するといわれています。

日々の生活に密着するごみの分別や減量化・リサイクルの必要性を伝え続け、子どもから高齢者まで継続的な教育・学習をする機会を作ることによって白川町を愛する人間を育て、ふるさとの原風景を心に刻み、これに貢献できる家庭・地域社会の創造を図っていきます。

環境に関する情報を広報紙やホームページ等様々な方法により伝えることで、町の環境への取り組みを周知するとともに白川町に関わる全ての人への意識啓発を推進します。

◇行政の責務	◇町民・事業者・白川町に関わる全ての人の責務
・環境をテーマにイベントなどの啓発活動を実施します。 ・環境について家族で話し合う機会をつくれます。 ・環境学習への取り組みについて学校との連携を強化します。 ・環境活動を行う各団体が情報交換をする機会をつくれます。 ・国・県・団体が開催する環境イベント情報を提供します。 ・自治会や各種団体による環境活動を支援し、地域の美化に協働して取り組みます。 ・広報誌や、ホームページ等を活用して町民や事業者に広く環境情報を伝えます。	・地域の環境保全活動などに家族で参加します。 ・家庭で環境について話し合います。 ・企業における環境への取り組みについて紹介する機会をつくれます。 ・環境関連の学習機会に参加し、情報・知識を得ます。 ・環境イベントに積極的に参加します。 ・地域の緑化活動や清掃活動に積極的に参加します。 ・情報を収集し、環境について関心を持ちます。 ・情報を共有し、地域で話し合います。

主な施策

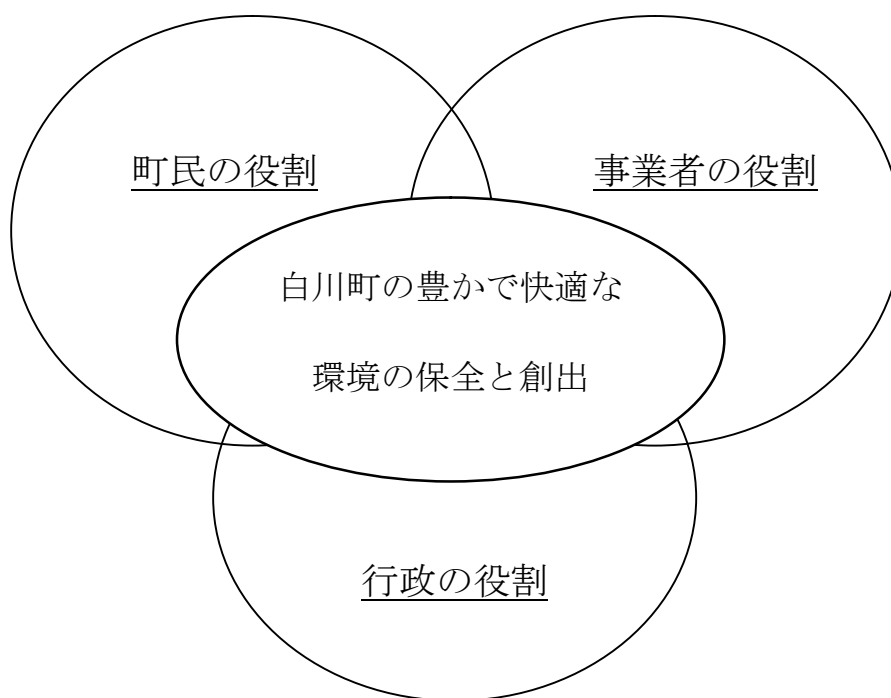
- ・カワゲラウォッチングの実施（各地区）・環境展の開催（美濃白川ふるさとまつり）
- ・環境フェアの開催（みのかも定住自立圏）・合同環境学習の実施（小学校高学年）

第5章 計画の推進

1. 推進体制の考え方

白川町の豊で快適な自然環境を保全、創出していくためには、「町民」、「事業者」、「行政」それぞれが責任を持ち、役目に応じた取り組みを推進していく必要があります。日常生活や事業活動をはじめとし、あらゆる活動において環境保全と創出に向けた行動にそれぞれの立場で取り組むとともに、相互に連携、協力しながら役割と責任を果たすことで、本計画の推進を図ります。

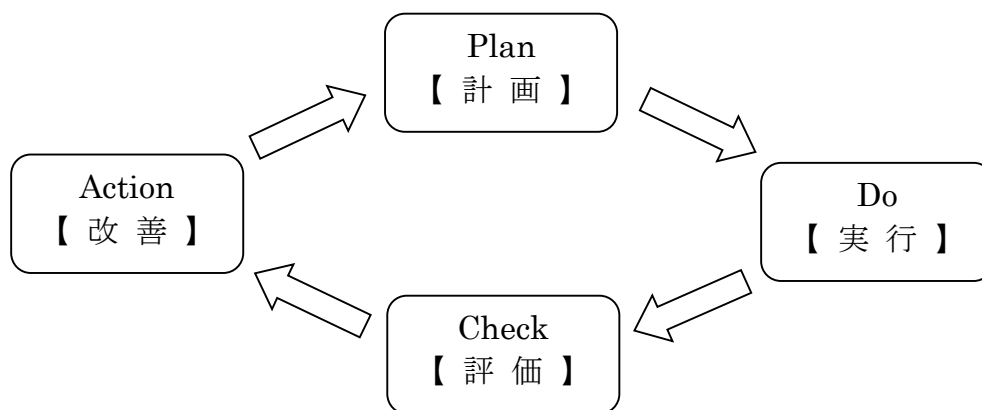
また、環境基本計画が対象としている内容が幅広いため、町民や事業者との連携は基より、国や県、関係機関や近隣自治体などとの協力体制の推進が求められます。



2. 進行管理について

白川町環境基本計画を推進し、実効性のあるものとするため計画の進行状況を点検、評価し継続的な改善を図っていきます。そのため、PDCA サイクルによる進行管理を目指します。

PDCA サイクル



①Plan【計画】→②Do【実行】→③Check【評価】→④Action【改善】の4段階を繰り返すことにより、各施策を継続的に改善します。

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策(第8条—第16条)
- 第3章 公害発生源の規制(第17条—第20条)
- 第4章 地域環境を阻害する行為の制限(第21条—第25条)
- 第5章 白川町環境審議会(第26条—第31条)
- 第6章 雑則(第32条—第34条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本町の環境の保全及び創出に関し基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その総合的推進を図り、もって現在及び将来における町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 豊かで快適な環境 きれいな大気、水、森林、土壌等の多様な自然並びに歴史的又は文化的遺産に恵まれた香り高い文化及び良好な景観等を有し、かつ、町民が住みやすさ及び心の豊かさを感じることができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障又はその原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 前号の環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態及び水底の低質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に被害が生ずることをいう。
- (4) 特定施設等 公害を発生させ、又はそのおそれのある施設及びその施設を有する工場又は事業場をいう。
- (5) ペット霊園等 犬、猫等人に飼育されていた動物(以下「ペット」という。)の死骸の火葬を行う施設、ペットの死骸を埋葬する施設、ペットの焼骨を埋蔵若しくは収蔵する施設及びこれらの施設を併せ有する施設、人の死体(妊娠4箇月以上の死胎を含む。)若しくはペットの死骸の焼骨を砕く若しくはすりつぶす等をした後撒く場所、残骨を処理する場所並びに不要となった墓石等を処理する場所をいう。

(基本理念)

第3条 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において町民が良好な環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承して行くことを目的として行わなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全及び創出は、大気、水、森林、土壌等からなる環境を良好な状態に

保持することにより、健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として行わなければならない。

- 3 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減することその他の行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。
- 4 豊かで快適な環境の保全及び創出は、すべての事業活動及び身近な日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境が日常生活に密接に関わっていることを認識し、豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、町が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を使用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、町が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(町の責務)

第6条 町は、基本理念にのっとり、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、地域の自然的及び社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、並びに実施するよう努めなければならない。

- 2 町は、その施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に取り組まなければならない。

(共通の責務)

第7条 何人も、法令等に違反しない場合であっても、町民の生活環境を妨げないよう努めなければならない。

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策 (環境基本計画)

第8条 町長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

- 2 町長は、前項の環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるに当たっては、町民

の意見を反映することができるよう配慮するものとする。

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第5章で定める白川町環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境教育、学習の推進等)

第10条 町は、町民、事業者、環境保全団体及びこれらの者の組織する団体(以下「町民等」という。)が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深め、併せて町民等の豊かで快適な環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲を高めるため、環境に関する教育及び意識の啓発の推進を図るものとする。

2 町は、町民等が豊かで快適な環境の保全及び創出に関し理解を深めるための活動として、体験型環境学習の機会等の積極的な提供に努めるものとする。

3 町は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進を行う者に対し、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する指導を行うことができる人材又は情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第11条 町は、町民等による豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 町は、豊かで快適な環境を保全及び創出するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、町民等が自らの行為による環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動に対し、その負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(調査、監視等)

第14条 町は、環境の状況を的確に把握し、及び豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(環境への負荷の低減)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(広域的連携)

第16条 町は、豊かで快適な環境の保全及び創出について広域的な取組を必要とする施策に関して、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 公害発生源の規制

(公害の防止)

第17条 何人も、法令等で定める規制又は基準(規制又は基準のないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度)に適合しないばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭等を排出し、又は発生させてはならない。

2 何人も、医療機関が所在する場所の近隣においては、特定施設等を設置し、又は使用してはならない。

(騒音又は振動に係る規制)

第18条 騒音又は振動に係る特定施設等を設置しようとする者は、規則で定める規制及び基準を遵守しなければならない。

2 騒音又は振動に係る特定施設等を設置しようとする者は、設置工事の開始の日前30日までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 特定施設等の名称及び所在地

(3) 特定施設等の種類及び能力ごとの数

(4) 公害の防止の方法

(5) その他規則で定める事項

(悪臭に関する規制)

第19条 何人も、飲食物の調理、愛がんする動物等の飼養その他日常生活における行為に伴い発生する悪臭により、地域住民の生活環境が損なわれることのないよう努めなければならない。

2 工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭は、その事業者が、規則で定める規制基準を許容限度として、必要な悪臭防止対策を行うものとする。

(説明会の開催等)

第20条 特定施設等を設置し、又は使用しようとする者は、当該事業予定地が属する自治会等に対して、事業の内容及び環境に対する影響等について、説明会を開催することにより、当該施設の設置又は使用について、地域住民の理解を十分得よう努めなければならない。

2 特定施設等を設置し、又は使用しようとする者は、前項の規定による説明会を開催したときは、町長に報告しなければならない。

第4章 地域環境を阻害する行為の制限

(土地の区画又は形質の変更の制限)

第21条 土地の区画又は形質の変更を行う者は、環境の保全及び災害の防止のために必要な措置をしなければならない。

(焼却の禁止)

第22条 何人も、みだりに廃棄物等を焼却してはならない。ただし、法令等に規定する焼却禁止の例外規定又は適正な処理方法により燃焼させる場合は、この限りではない。

(ペット霊園等の設置の制限)

第23条 ペット霊園等を設置しようとする者は、あらかじめ、町長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 名称

- (3) 設置の場所
- (4) 設備の処理能力
- (5) 位置、構造等に関する計画
- (6) 維持管理に関する計画

3 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 ペット霊園等の設置については、規則で定める基準に適合しなければこれを許可しない。

(適用除外)

第24条 自ら所有し、又は借り受けた土地において、他人の委託を受けずに自ら飼育していた動物の死骸を埋葬又は焼骨を埋蔵若しくは収蔵、焼骨を砕く若しくはすりつぶす等をした後撤く若しくは残骨を処理する場合に限り、前条の規定を適用しない。この場合において、第7条に規定する共通の責務を遵守しなければならない。

(説明会等の開催)

第25条 ペット霊園等を設置しようとする者は、当該事業の予定地の属する自治会等に対して、事業の内容、環境に対する影響等について、説明会を開催することにより、当該施設等の設置について、地域住民の理解を十分得よう努めなければならない。

2 ペット霊園等を設置しようとする者は、当該事業の予定地の属する自治会等及びペット霊園等の設置に係る土地の隣接土地所有者の同意を得なければならない。

3 ペット霊園等を設置しようとする者は、第1項の規定による説明会を開催したときは、町長に報告しなければならない。

第5章 白川町環境審議会

(設置等)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、白川町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的事項並びに重要事項を調査及び審議し、その意見を答申する。

(組織)

第27条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町民代表
- (3) 農林商工関係者の代表
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第30条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(関係者の出席)

第31条 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第6章 雑則

(報告)

第32条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設等(この章において、ペット霊園等を設置している者並びに自然環境及び生活環境を悪化させるおそれのある者を含む。)に対して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査等)

第33条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に特定施設等に立ち入り、関係書類、施設その他の物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 特定施設等を設置している者は、前条の規定による報告及び第1項の規定による職員による調査を正当な理由無くして拒否することはできない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(特定施設等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第17条第2項に規定する場所において特定施設等を設置し、及び使用している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き特定施設等を設置し、又は使用することができる。

(ペット霊園等に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に存するペット霊園等については、この条例の適用を受けない。ただし、当該ペット霊園等についてその内容を変更しようとするときは、この条例の適用を受けるものとする。

(白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年白川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○白川町美しいまちづくり条例

平成15年3月14日

条例第2号

(目的)

第1条 白川町民は、素晴らしい自然とともに生活している。この自然環境は、そこに住む人々によつて守られており、この活動を継続、更に発展させなければならない。この条例は、町民憲章の精神を尊び、人と自然が輝くあつたかいまち美濃白川を築くため、町民1人ひとりの環境美化事業への積極的な参画により、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによつてごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (4) ふんの放置 飼い犬のふんにより道路、公園その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は他人の土地を汚すことをいう。
- (5) 町民等 町内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 町内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 占有者等 町内の土地又は建物の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (8) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (9) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について関係機関等と連携して必要な施策を講じるものとする。

- (1) ポイ捨て及びふんの放置の防止に関すること。
- (2) 道路沿いの森林及び河川の景観の保護並びに環境の整備に関すること。
- (3) 道路沿いの植栽木の保全に関すること。
- (4) 環境美化を促進する教育、学習及び啓発に関すること。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより、散乱させないように努めなければならない。

2 町民等は、自主的に清掃活動を行うなど、地域の環境美化の促進に努めなければならない。

3 町民等は、町が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴つて生じさせた空き缶等の散乱を防止するため、回収容器の設置等必要な処置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動に努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の清掃を行うことにより、空き缶

等を散乱させないよう努めなければならない。

2 占有者等は、自己の所有する物件により自然景観及び良好な環境が損なわれることのないよう、その管理に努めなければならない。

3 占有者等は、町が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、ふんの放置の防止に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第8条 町民等は、ポイ捨てをしてはならない。

2 自動販売機により容器入り飲料等を販売する者は、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

3 公共の場所において印刷物等を配布した者は、散乱した当該印刷物等を回収しなければならない。

4 公共の場所において催しを行つた者は、当該催しで散乱した空き缶等を回収しなければならない。

5 占有者等は、道路沿線の道端10メートル以内において、道路環境維持のため雑木等の除去が必要と思われるときは、枝打、草刈又は除伐等を行い、自らの土地の管理に努めなければならない。

6 飼い主は、飼い犬を連れて歩くときは、第三者に迷惑にならないよう、ふんの適正な処理に努めなければならない。

(指導又は助言)

第9条 町長は、町民等、事業者又は飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふんの放置を防止する上で必要な指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、占有者等に対し、交通安全上特に支障があると認めるときは、前条第5項の実現のため必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第10条 町長は、前条に定める指導又は助言に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 町長は、前条に定める勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、さらに期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第12条 町長は、前条の命令を受けた違反者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、当該違反者の氏名等を公表することができる。

(罰則)

第13条 第8条第2項の規定に違反し、第11条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第8条中第2項を除く規定に違反し、第11条の規定による命令に従わない者は、2万円以下の罰金に処する。

(立入調査)

第14条 町長は、この条例を施行するため必要と認めるときは、職員に空き缶等が散乱している土地又は良好な環境を阻害している土地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が

あつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(環境美化の日の設定)

第15条 町長は、環境美化について町民の関心と理解を求めるため、規則の定めるところにより、環境美化の日を設ける。

(環境美化の監視)

第16条 町長は、地域における空き缶等の散乱、道路沿線の美化及びふんの放置の防止のため、必要に応じて規則で定める者に監視させることができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

白川町の生活環境

令和2年度版



カワゲラウォッチングの様子

建設環境課

○一般廃棄物処理

一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により処理計画を策定し、白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同規則に基づき処理しています。

1. 可燃ごみ収集

(1) 生活系可燃ごみ

収集方法 町の直営
 収集日 毎週月曜日、水曜日、金曜日 週3回（平成12年度から）
 収集場所 町内125箇所の指定された場所

令和 3年4月現在

区 分	白 川	白川北	蘇 原	黒 川	佐 見	計
設置数	3 2	2 1	3 2	2 6	1 4	1 2 5
うち補助対象	1 8	1 5	2 5	2 4	1 2	9 4

収集手数料 指定されたごみ袋 大袋1枚 100円 小袋1枚 50円

収集量 (年度別推移: P 4 ~ P 6)

収集車の保有台数 パッカー車 3台

3t車 平成18年12月 購入

4t車 平成26年12月 購入

5t車 平成29年 3月 購入

(2) 事業系可燃ごみ

収集方法 町が許可した収集業者と排出事業者との委託契約による収集

許可業者 (株)橋本 可児市 電話 0574-63-1111

小森産業(株) 美濃加茂市 電話 0574-54-1283

委託契約締結事業所数 町内65事業所（令和 3年4月現在）

(株)橋本 32事業所 小森産業(株) 33事業所

2. 不燃ごみ・粗大ごみ収集

(1) 金物、ガラス、粗大ごみ（可燃・不燃）類

収集方法 委託業者

許可業者 (株)橋本 可児市 電話 0574-63-1111

収集日 毎月指定した日

収集場所 町内113箇所の指定された場所

収集手数料 指定されたごみ袋 大袋1枚 100円 小袋1枚 50円
 シール1枚 500円

(2) 陶器類

収集方法 委託業者

許可業者	(株) 橋本	可児市	電話 0574-63-1111
収集日	年 2 回	指定した日	
収集場所	町内 1 1 3 箇所	の指定された場所	
収集手数料	指定されたごみ袋	大袋 1 枚 1 0 0 円	小袋 1 枚 5 0 円

(3) 蛍光灯、水銀体温計

収集方法	収集・運搬は町、処理は委託業者
処理業者	ささゆりクリーンパーク 可児市 電話 0574-65-4111
収集日	年 6 回 指定した日
収集場所	町内 1 8 箇所の指定された場所
収集手数料	無 料

(4) 廃乾電池

収集方法	拠点収集（収集・運搬は町、処理は委託業者）
保管場所	ひまわり 八百津町 電話 0574-43-8211
許可業者	JFE 条鋼株式会社 水島製造所
収集日	年間 随時
収集場所	町内 2 3 箇所の指定された場所
収集手数料	無 料

3. 資源ごみ収集

(1) ペットボトル、トレイ、発泡スチロール

収集方法	収集・運搬は町、分別・処理は委託業者
許可業者	(株) 橋本 可児市 電話 0574-63-1111
収集日	毎月 1 回
収集場所	町内 1 8 箇所の指定された場所
収集手数料	無 料

(2) カン、ビン類

収集方法	委託業者
許可業者	(株) 橋本 可児市 電話 0574-63-1111
収集日	毎月指定した日
収集場所	町内 1 1 3 箇所の指定された場所
収集手数料	指定されたごみ袋 1 枚 2 0 円

(3) 牛乳パック

収集方法	拠点収集（収集・運搬は町、処理は委託業者）
処理業者	株式会社 後 藤 八百津町上牧野 電話 0574-43-1959
収集日	年間 随時
収集場所	役場本庁、町民会館、各地区ふれあいセンター
収集手数料	無 料

(4) 使用済小型家電

収集方法	拠点収集（回収ボックス設置、運搬・処理は委託業者）
処理業者	(株) 橋本 可児市 電 話 0574-63-1111
受入日	開庁日 受入時間 8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 1 5 分
収集場所	町民会館、黒川出張所
収集手数料	無 料

(5) その他の資源回収

P T A 等による資源回収

収集物 新聞紙・雑誌・ダンボール・古繊維類・缶・瓶・牛乳パック 等
 助成金 新聞紙・雑誌・ダンボール・古繊維類 8円/kg
 スチール缶・瓶・牛乳パック 6円/kg

4. し尿収集

収集方法 町が許可した収集業者が年間日程表により収集する。
 予定日以外の場合は収集業者に直接依頼し処理する。
 許可業者 (有) 岐東衛生社 加茂郡川辺町 電話 0574-53-2073
 処理する場所 「緑ヶ丘クリーンセンター」
 美濃加茂市牧野 電話 0574-26-6101

汲み取り料金の推移 (18ℓ当たり)

S57年5月～	S60年5月～	S62年4月～	H3年10月～	H8年10月～	H26年4月～	R1年10月～
160円	170円	190円	200円	210円	216円	220円

5. 廃棄物処理施設の概要

(1) 一般廃棄物処理施設

施設の名称 ささゆりクリーンパーク 平成12年4月 稼働
 設置場所 可児市塩河839番地
 運営主体 可茂衛生施設利用組合 電話 0574-65-4111
 処理能力 焼却炉 3基 (1基あたり 80t/日)
 1日最大 240t焼却可能

(2) 汚泥再生処理施設

施設の名称 緑ヶ丘クリーンセンター 平成16年4月 稼働
 設置場所 美濃加茂市牧野1912番地2
 運営主体 可茂衛生施設利用組合
 処理能力 100kl/日

年 度 別 ご み 収 集 実 績 推 移

(単位：k g)

年 度 種 類			平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
			数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量
可燃ごみ	生活系 (直営)	収集	984,520	948,090	932,470	929,150	922,810	933,800	941,800
		直搬	4,520	2,560	1,860	2,360	3,420	5,590	16,100
		小計	989,040	950,650	934,330	931,510	926,230	939,390	957,900
	事業系 (業者)	収集	426,590	415,440	435,110	414,110	402,130	409,560	387,300
		直搬	360	30	200	830	180	9,600	1,580
		小計	426,950	415,470	435,310	414,940	402,310	419,160	388,880
	計		1,415,990	1,366,120	1,369,640	1,346,450	1,328,540	1,358,550	1,346,780
	可燃粗大	生活系 (委託)	収集	18,150	23,170	23,750	24,220	24,570	27,630
直搬			0	0	0	0	800	2,470	9,650
小計			18,150	23,170	23,750	24,220	25,370	30,100	52,040
事業系 (業者)		収集	2,590	3,730	15,750	1,640	4,810	0	0
		直搬	0	0	0	0	0	0	0
		小計	2,590	3,730	15,750	1,640	4,810	0	0
計		20,740	26,900	39,500	25,860	30,180	30,100	52,040	
不燃粗大		生活系 (委託)	収集	7,330	8,430	8,740	8,630	9,880	11,720
	直搬		970	0	0	0	250	1,590	11,170
	小計		8,300	8,430	8,740	8,630	10,130	13,310	28,600
	事業系 (業者)	収集	0	0	1,720	0	750	0	0
		直搬	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	1,720	0	750	0	0
	計		8,300	8,430	10,460	8,630	10,880	13,310	28,600
	不燃金物	生活系 (委託)	収集	26,560	30,460	36,430	33,210	35,890	38,340
直搬			0	0	0	0	0	4,270	7,850
小計			26,560	30,460	36,430	33,210	35,890	42,610	60,550
事業系 (業者)		収集	0	0	0	0	0	0	0
		直搬	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0	0
計		26,560	30,460	36,430	33,210	35,890	42,610	60,550	
不燃ガラス		生活系 (委託)	収集	23,650	23,910	22,860	21,870	22,570	23,330
	直搬		0	0	0	0	0	1,380	920
	小計		23,650	23,910	22,860	21,870	22,570	24,710	26,080
	事業系 (業者)	収集	0	0	0	0	0	0	0
		直搬	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0	0
	計		23,650	23,910	22,860	21,870	22,570	24,710	26,080
	蛍光灯	生活系 (直営)	収集	1,580	1,800	1,660	1,430	1,440	1,330
直搬			0	0	0	0	0	0	0
計		1,580	1,800	1,660	1,430	1,440	1,330	1,440	
乾電池			2,490	3,890	4,810	4,020	3,540	1,730	3,680
陶器			14,400	13,600	12,350	13,970	16,060	16,050	21,210
し尿等	生し尿		906,010	794,180	759,270	740,620	718,850	694,200	643,230
	浄化槽汚泥		7,840,790	7,918,370	7,574,000	7,612,530	7,687,420	7,553,760	7,571,470
	計		8,746,800	8,712,550	8,333,270	8,353,150	8,406,270	8,247,960	8,214,700

資源ごみ収集状況

(単位：k g)

年 度 種 類			平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
			数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量
空き缶 (資源)	生活系 (委託)	収集	10,400	7,980	9,230	8,090	7,710	9,130	11,025
		直搬	0	0	0	0	0	0	0
		小計	10,400	7,980	9,230	8,090	7,710	9,130	11,025
	事業系 (業者)	収集	0	0	0	0	0	0	0
		直搬	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0	0
	計		10,400	7,980	9,230	8,090	7,710	9,130	11,025
	空きビン (資源)	生活系 (委託)	収集	42,560	42,600	38,590	36,370	36,020	36,960
直搬			0	0	0	0	0	0	0
小計			42,560	42,600	38,590	36,370	36,020	36,960	35,860
事業系 (業者)		収集	0	0	0	0	0	0	0
		直搬	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0	0
計		42,560	42,600	38,590	36,370	36,020	36,960	35,860	
P E T ボトル		17,010	17,590	17,400	17,770	18,440	18,680	18,120	
発泡スチロール・トレイ		3,490	3,400	3,260	3,390	3,790	3,720	3,930	
牛乳パック		980	850	760	790	740	1,010	960	
食用廃油 (単位：ℓ)		2,180	1,188	2,240	1,100	620	1,260	700	
使用済小型家電		160	290	360	2,050	12,460	5,200	0	

※ P T A 活動等による資源回収

(単位：k g)

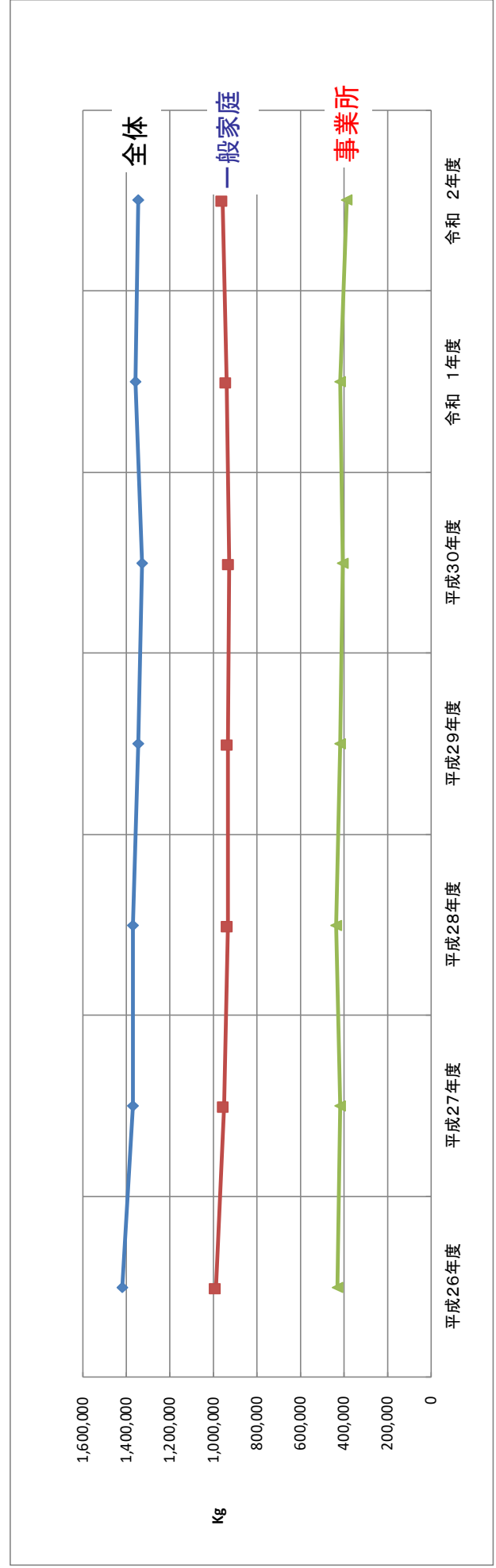
年 度		平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
種 類		数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量
雑誌類		102,940	94,510	92,376	81,750	76,080	72,110	56,700
新聞紙		134,700	122,850	113,826	103,350	95,250	85,960	59,590
段ボール		79,870	75,620	65,280	62,670	60,590	56,970	44,520
古繊維類		21,140	19,080	18,200	16,930	15,170	14,710	11,970
スチール缶		1,715	1,489	1,160	1,290	930	690	650
アルミ缶		4,550	4,764	3,960	3,866	3,660	3,188	2,750
牛乳パック		2,350	1,732	1,970	2,090	1,810	1,820	1,330
空き瓶		10,430	10,738	9,800	8,873	9,070	6,666	5,707

年度別 可燃ごみ収集実績の推移

単位：Kg

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和 1年度	令和 2年度
全 体	1,415,990	1,366,120	1,369,640	1,346,450	1,328,540	1,358,550	1,346,780
一般家庭	989,040	950,650	934,330	931,510	926,230	939,390	957,900
事業所	426,950	415,470	435,310	414,940	402,310	419,160	388,880
一人当たり	151.8	150.6	155.7	156.5	157.5	166.2	170.0

※各年度4月1日現在



○生活排水対策

生活排水の対策については、可茂地域循環型社会形成推進計画に基づき計画的に合併処理浄化槽の整備を行うと共に、河川等の定期的な水質検査を実施しています。

1. 浄化槽の設置

(1) 設置の状況

(単位：基)

区分	合併浄化槽	単独浄化槽	計
一般住宅	2, 0 2 8	2 0 1	2, 2 2 9
事務所	2 4 0	1 1 1	3 5 1
官公署	2 6	1 3	3 9
計	2, 2 9 4	3 2 5	2, 6 1 9

(2) 合併処理浄化槽 補助対象事業設置状況

(単位：基)

区 分	H25以前	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	累 計
白 川	592	13	9	10	11	6	7	16	664
蘇 原	616	8	10	9	9	9	6	4	671
黒 川	514	8	3	6	7	0	3	6	547
佐 見	311	1	0	2	2	3	2	1	322
計	2, 033	30	22	27	29	18	18	27	2, 204

(3) 污水处理施設利用状況 (令和 3 年 3 月)

区 分		利用世帯 (戸)	利用人口 (人)	利用人口比 (%)
浄化槽	合併処理	2, 2 5 8	6, 3 7 9	8 2. 5
	単独処理	2 3 1	6 1 1	7. 9
	計	2, 4 8 9	6, 9 9 0	9 0. 4
汲み取り		6 0 9	7 4 2	9. 6
合 計		3, 0 9 8	7, 7 3 2	1 0 0. 0

2. 水質保全

(1) 河川の水質保全

- ・各河川の水質調査 10カ所（夏季、秋季、年2回） 調査結果（別紙）
 - ・ゴルフ場関係河川水質調査 3カ所（年1回）
 - ・カワゲラウォッチングの実施
- 実施時期 町内各河川で年1回開催 夏休みに実施

◎カワゲラウォッチング



◎河川水質検査



町内各河川の水質調査結果

生活環境保全に関する環境基準

類 型		A A	A	B	C	D	E
利用目的の 適応性		水道 1 級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB 以下の欄に掲 げるもの	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	水産 3 級 工業用水 1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2 級農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	工業用水 3 級 環境保全
基 準 値	水素イオン 濃度 (p h)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	10mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L 以上
	大腸菌群数	50MPN /100ml 以下	1,000MPN /100ml 以下	5,000MPN /100ml 以下	—	—	—
備 考		1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。 3. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全。 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。 " 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。 " 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の 水産生物用 " 2 級 : サケ科魚類及び鮎等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級のの水産生物用。 " 3 級 : コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用。 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。 " 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。 " 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの。 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。					

その他の基準値

科学的酸素要求量(COD)	: 160 mg/L 以下	排水基準
全リン	: 16 mg/L 以下	排水基準
塩素イオン	: 200 mg/L 以下	水道水の水質基準
全窒素	: 10 mg/L 以下	水道水の水質基準

糞便性大腸菌群数 : 水泳場水質判定基準

区 分		糞便性大腸菌群数
適	水質 AA	不検出（検出限界2個/100mL）
	水質 A	100 個 / 100 mL 以下
可	水質 B	400 個 / 100 mL 以下
	水質 C	1000 個 / 100 mL 以下
不 適		1000 個 / 100 mL を超えるもの

水質調査結果の推移（夏季）

区 分	採水地	白 川		黒 川			赤 川		佐見川		飛驒川
		河 岐（河岐橋）	中 川（中川橋）	松 川（神田橋）	中 切（池尻橋）	三川本郷（羽柄橋）	切井本郷（水口橋）	下 平（日陰橋）	薄 野（薄野橋）	大 寺（待出橋）	島（島大橋）
P H 水 素 イオン 濃 度	26. 8. 5	8. 0	8. 2	7. 4	7. 4		7. 3	7. 8	7. 3	7. 3	7. 4
	27. 7. 14	7. 9	7. 9	7. 5	7. 4		7. 3	7. 7	7. 6	7. 4	7. 4
	28. 7. 12	7. 7	7. 6	7. 4	7. 3		7. 3	7. 5	7. 4	7. 3	7. 4
	29. 7. 20	8. 0	8. 0	7. 4	7. 2		7. 2	7. 6	7. 4	7. 3	7. 4
	30. 7. 3	7. 7	7. 7	7. 4	7. 3	7. 5	7. 3	7. 5	7. 5	7. 3	7. 2
	1. 7. 25	7. 4	7. 4	7. 1	7. 1	7. 2	7. 2	7. 3	7. 2	7. 2	7. 2
	2. 7. 16	7. 2	7. 1	7. 1	6. 9	7. 1	7. 1	7. 1	7. 1	7. 1	7. 2
B O D 生 物 学 的 酸 素 要求量 mg/L	26. 8. 5	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満		0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満
	27. 7. 14	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満		0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満
	28. 7. 12	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満		0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満
	29. 7. 20	0. 5	0. 5	0. 5	0. 5未満		0. 5未満	0. 5未満	0. 5	0. 5未満	0. 5
	30. 7. 3	0. 5	0. 5未満	0. 5	0. 5	0. 5未満	0. 6	0. 5未満	0. 5	0. 8	0. 6
	1. 7. 25	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満	0. 5未満
	2. 7. 16	0. 5	0. 5	0. 6	0. 6	0. 5未満	0. 5未満	0. 5	0. 5未満	0. 7	0. 8
S S 浮 遊 物質量 mg/L	26. 8. 5	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		2. 0	1 未満	1. 0	1. 0	1 未満
	27. 7. 14	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		1. 0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	28. 7. 12	1 未満	1. 0	1 未満	1 未満		2. 0	1. 0	1 未満	1. 0	1 未満
	29. 7. 20	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		1. 0	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0
	30. 7. 3	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	3. 0	1. 0	1 未満	1. 0	6. 0
	1. 7. 25	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	5. 0	1 未満	1 未満	1. 0	1. 0
	2. 7. 16	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0	2. 0	1. 0	1. 0	1. 0	29. 0
D O 溶 存 酸素量 mg/L	26. 8. 5	8. 2	8. 3	8. 0	8. 2		7. 8	7. 8	8. 6	8. 2	8. 1
	27. 7. 14	8. 5	8. 9	8. 4	8. 5		8. 5	8. 4	9. 0	9. 0	9. 0
	28. 7. 12	8. 3	8. 5	8. 4	8. 3		8. 1	8. 3	8. 5	8. 1	8. 2
	29. 7. 20	8. 2	8. 4	8. 3	8. 4		8. 5	8. 3	9. 1	8. 6	8. 6
	30. 7. 3	10. 0	10. 0	11. 0	10. 0	10. 0	10. 0	10. 0	11. 0	11. 0	11. 0
	1. 7. 25	9. 3	9. 5	9. 1	9. 0	9. 1	9. 1	9. 1	9. 5	9. 2	9. 6
	2. 7. 16	8. 8	9. 0	8. 8	8. 7	8. 7	8. 7	8. 7	8. 9	8. 6	9. 8
大腸菌 群 数 MPN/101ml	26. 8. 5	13000	17000	13000	22000		3300	7000	7000	13000	3300
	27. 7. 14	2700	7900	4600	17000		2800	4900	23000	13000	2300
	28. 7. 12	1200	1700	1100	7000		1100	1700	4600	13000	3300
	29. 7. 20	23000	14000	7900	33000		22000	28000	33000	49000	7000
	30. 7. 3	23000	13000	7900	7900	17000	4900	3300	13000	7900	17000
	1. 7. 25	4900	11000	7900	23000	4900	13000	17000	23000	170000	7900
	2. 7. 16	1700	3300	3300	4900	2100	4900	4900	7900	13000	13000
糞便性 大腸菌群数 個/101ml	29. 7. 20	24	31	34	120		15	23	54	61	29
	30. 7. 3	140	73	60	70	150	66	100	90	210	83
	1. 7. 25	230	160	200	340	930	320	230	800	12000	200
	2. 7. 16	38	42	34	44	48	94	40	48	420	81
C O D 化学的 酸 素 要求量 mg/L	26. 8. 5	1. 7	1. 8	1. 6	1. 8		1. 7	1. 7	1. 7	2. 2	1. 9
	27. 7. 14	1. 4	1. 2	1. 4	1. 6		1. 5	1. 4	1. 6	1. 7	1. 4
	28. 7. 12	1. 5	1. 6	1. 8	1. 6		1. 6	1. 5	1. 4	1. 6	1. 4
	29. 7. 20	1. 5	1. 7	2. 1	2. 1		1. 6	1. 4	1. 6	1. 7	1. 2
	30. 7. 3	1. 3	1. 2	1. 4	1. 3	1. 4	1. 6	1. 5	1. 3	1. 6	1. 4
	1. 7. 25	1. 2	1. 0	1. 3	1. 4	1. 2	1. 7	1. 1	1. 1	1. 2	1. 1
	2. 7. 16	1. 0	0. 9	1. 3	1. 6	1. 3	1. 4	1. 3	1. 1	1. 2	1. 6
全りん mg/L	26. 8. 5	0. 012	0. 014	0. 012	0. 016		0. 015	0. 018	0. 021	0. 022	0. 023
	27. 7. 14	0. 008	0. 005	0. 008	0. 013		0. 010	0. 010	0. 01	0. 016	0. 009
	28. 7. 12	0. 006	0. 006	0. 009	0. 009		0. 013	0. 010	0. 007	0. 015	0. 01
	29. 7. 20	0. 009	0. 012	0. 012	0. 016		0. 016	0. 015	0. 012	0. 024	0. 012
	30. 7. 3	0. 009	0. 017	0. 014	0. 016	0. 013	0. 022	0. 018	0. 011	0. 018	0. 021
	1. 7. 25	0. 012	0. 016	0. 021	0. 020	0. 013	0. 025	0. 019	0. 009	0. 017	0. 018
	2. 7. 16	0. 013	0. 015	0. 003未満	0. 003未満	0. 003未満	0. 003未満	0. 006	0. 018	0. 006	0. 067
塩化物イオン mg/L	26. 8. 5	1. 7	1. 5	1. 8	2. 1		1. 6	1. 9	1. 4	1. 4	1. 7
	27. 7. 14	1. 4	1. 3	1. 4	1. 5		1. 3	1. 6	1. 3	1. 1	2. 3
	28. 7. 12	1. 2	1. 1	1. 2	1. 2		1. 2	1. 5	1. 0	1. 0	1. 3
	29. 7. 20	1. 5	1. 4	1. 4	1. 3		1. 3	1. 6	1. 2	1. 2	2. 2
	30. 7. 3	1. 3	1. 3	1. 4	1. 4	1. 4	1. 5	1. 2	1. 1	1. 1	1. 3
	1. 7. 25	1. 2	1. 1	1. 3	1. 3	1. 4	1. 2	1. 5	1. 0	1. 0	1. 3
	2. 7. 16	0. 9	0. 8	1. 0	1. 0	1. 1	1. 0	1. 2	0. 9	0. 9	0. 9
全窒素 mg/L	26. 8. 5	0. 40	0. 47	0. 42	0. 48		0. 47	0. 38	0. 39	0. 39	0. 33
	27. 7. 14	0. 43	0. 45	0. 38	0. 41		0. 42	0. 36	0. 40	0. 40	0. 35
	28. 7. 12	0. 36	0. 36	0. 32	0. 35		0. 45	0. 31	0. 36	0. 32	0. 33
	29. 7. 20	0. 32	0. 36	0. 31	0. 33		0. 35	0. 23	0. 36	0. 42	0. 44
	30. 7. 3	0. 29	0. 32	0. 30	0. 30	0. 29	0. 30	0. 26	0. 37	0. 32	0. 32
	1. 7. 25	0. 37	0. 35	0. 31	0. 33	0. 33	0. 44	0. 30	0. 33	0. 32	0. 36
	2. 7. 16	0. 29	0. 3	0. 24	0. 25	0. 24	0. 22	0. 24	0. 24	0. 21	0. 68

水質調査結果の推移（秋季）

区 分	採水地	白 川		黒 川			赤 川		佐見川		飛騨川
		河 岐(河岐橋)	中 川(中川橋)	松 川(神田橋)	中 切(池尻橋)	三川本郷(羽橋橋)	切井本郷(水口橋)	下 平(日陰橋)	薄 野(薄野橋)	大 寺(待出橋)	島(島大橋)
P H 水 素 イオン 濃 度	26.11.11	7.6	7.7	7.2	7.2		7.2	7.4	7.4	7.3	7.4
	27.11.11	7.5	7.5	7.8	7.2		7.2	7.4	7.4	7.3	7.3
	28.11.14	7.5	7.7	7.4	7.2		7.2	7.5	7.4	7.3	7.4
	29.11.16	7.6	7.6	7.2	7.2		7.2	7.4	7.3	7.2	7.4
	30.11.15	7.6	7.6	7.4	7.3	7.6	7.3	7.6	7.3	7.3	7.2
	1.11.19	7.6	7.5	7.3	7.2	7.5	7.2	7.5	7.4	7.3	7.5
	2.11.15	7.5	7.5	7.3	7.2	7.4	7.2	7.4	7.4	7.3	7.5
B O D 生 物 学 的 酸 素 要求量 mg/L	26.11.11	0.5未満	0.5未満	0.9	0.5未満		0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5
	27.11.11	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満		0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5
	28.11.14	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満		0.5未満	0.5未満	0.5	0.5未満	0.5未満
	29.11.16	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満		0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5未満
	30.11.15	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5未満
	1.11.19	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5	0.5
	2.11.15	0.5未満	0.5	0.7	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
S S 浮 遊 物質量 mg/L	26.11.11	1 未満	1 未満	87.0	1 未満		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	27.11.11	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		1.0	1.0	1 未満	1 未満	1.0
	28.11.14	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		1.0	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	29.11.16	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	30.11.15	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1.0
	1.11.19	1.0	1.0	1.0	1.0	1 未満	1.0	1 未満	1 未満	1.0	1 未満
	2.11.15	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
D O 溶 存 酸素量 mg/L	26.11.11	10.0	10.0	10.0	10.0		10.0	10.0	11.0	11.0	11.0
	27.11.11	11.0	11.0	11.0	11.0		11.0	11.0	11.0	11.0	10.0
	28.11.14	13.0	13.0	13.0	13.0		12.0	13.0	13.0	13.0	12.0
	29.11.16	11.0	11.0	11.0	11.0		10.0	11.0	11.0	11.0	11.0
	30.11.15	13.0	13.0	12.0	13.0	13.0	12.0	13.0	13.0	13.0	12.0
	1.11.19	10.0	11.0	11.0	10.0	11.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	2.11.15	10.0	10.0	10.0	9.4	10.0	9.3	10.0	10.0	10.0	8.5
大腸菌 群 数 MPN/101ml	26.11.11	1100	460	1300	1400		400	1100	1100	23000	170
	27.11.11	1100	1100	3300	13000		1300	3300	2300	7900	2300
	28.11.14	790	1100	2200	3300		3300	4900	1100	4900	1300
	29.11.16	460	1400	400	1400		2300	700	2300	1700	220
	30.11.15	330	110	790	790	700	460	460	700	790	79
	1.11.19	1700	4900	3300	4900	1300	2300	1300	9400	1400	490
	2.11.15	2200	490	1300	4900	790	790	1300	2200	3300	700
糞便性 大腸菌群数 個/101ml	29.11.16	1	0	0	0		0	1	3	1	2
	30.11.15	2	8	16	120	8	4	1	260	19	70
	1.11.19	58	73	69	81	66	43	53	96	58	30
	2.11.15	48	26	30	22	41	4	4	40	44	8
C O D 化学的 酸 素 要求量 mg/L	26.11.11	1.3	1.4	4.4	1.6		1.0	1.0	1.2	1.4	1.3
	27.11.11	1.5	1.5	1.7	1.8		1.5	1.4	1.7	1.6	1.9
	28.11.14	0.8	0.9	1.0	1.1		0.9	1.0	1.0	1.1	1.1
	29.11.16	1.0	0.9	1.0	1.4		1.0	0.9	1.0	1.1	1.0
	30.11.15	0.8	1.2	1.3	1.4	1.3	1.3	0.7	0.9	1.3	1.2
	1.11.19	1.6	1.7	1.7	1.7	1.3	1.8	1.6	1.8	2.1	1.2
	2.11.15	1.0	1.1	1.0	1.3	1.3	1.0	0.8	0.9	1.0	1.0
全りん mg/L	26.11.11	0.005	0.007	0.093	0.010		0.008	0.010	0.016	0.016	0.018
	27.11.11	0.012	0.016	0.018	0.021		0.021	0.023	0.017	0.021	0.018
	28.11.14	0.010	0.010	0.014	0.017		0.014	0.013	0.012	0.017	0.013
	29.11.16	0.012	0.013	0.009	0.012		0.007	0.009	0.011	0.014	0.009
	30.11.15	0.003	0.004	0.007	0.012	0.004	0.007	0.007	0.005	0.013	0.009
	1.11.19	0.016	0.018	0.020	0.020	0.016	0.019	0.020	0.017	0.022	0.020
	2.11.15	0.012	0.012	0.015	0.017	0.023	0.011	0.014	0.014	0.021	0.012
塩化物イオン mg/L	26.11.11	1.4	1.4	1.4	1.4		1.4	1.7	1.1	1.1	1.6
	27.11.11	1.3	1.2	1.3	1.3		1.3	1.5	1.1	1.1	1.5
	28.11.14	1.4	1.2	1.4	1.5		1.3	1.6	1.1	1.1	1.5
	29.11.16	1.4	1.3	1.4	1.5		1.3	1.6	1.1	1.1	1.5
	30.11.15	1.6	1.5	1.9	1.8	1.8	1.5	1.8	1.3	1.3	1.5
	1.11.19	1.4	1.3	1.4	1.5	1.6	1.4	1.7	1.2	1.2	1.5
	2.11.15	1.3	1.2	1.4	1.4	1.5	1.4	1.6	1.1	1.0	1.3
全窒素 mg/L	26.11.11	0.46	0.50	1.10	0.54		0.46	0.46	0.41	0.40	0.35
	27.11.11	0.37	0.42	0.37	0.37		0.34	0.36	0.32	0.34	0.39
	28.11.14	0.38	0.42	0.40	0.49		0.42	0.41	0.34	0.37	0.21
	29.11.16	0.34	0.39	0.37	0.41		0.34	0.40	0.36	0.39	0.32
	30.11.15	0.43	0.43	0.45	0.54	0.39	0.48	0.48	0.35	0.45	0.27
	1.11.19	0.32	0.33	0.31	0.34	0.32	0.29	0.32	0.24	0.24	0.17
	2.11.15	0.31	0.36	0.34	0.40	0.29	0.35	0.34	0.28	0.32	0.23

白 川 町 環 境 基 本 計 画
(令和3年度～令和10年度)

白川町役場 建設環境課 環境係